

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

改正後	改正前
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一〓六の七 （略） 六の八 （クロロメチル）ベンゼン及びこれ含有する製剤 六の九 （略） 六の十〓六の十四 （略） 七〓二十六の四 （略） 二十六の五 メタンスルホニルクロリド及びこれ含有する製剤 二十六の六 （略） 二十六の七〓二十六の十一 （略） 二十六の十二 ニーメルカプトエタノール及びこれ含有する製剤。 ただし、ニーメルカプトエタノール一〇%以下を含有するものを除	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一〓六の六 （略） 六の七 三ークロロー一・ニープロパンジオール及びこれ含有する製剤 （新設） 六の八 五塩化^{りん}燐及びこれ含有する製剤 六の九〓六の十三 （略） 七〓二十六の三 （略） 二十六の四 ホスゲン及びこれ含有する製剤 （新設） 二十六の五 メチルシクロヘキシルー四ークロルフエニルチオホスフエイト及びこれ含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシルー四ークロルフエニルチオホスフエイト一・五%以下を含有するものを除く。 二十六の六〓二十六の十 （略） 二十六の十一 ニーメルカプトエタノール及びこれ含有する製剤

（傍線の部分は改正部分）

く。

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十四 (略)

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。

二十五～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ～ (114) (略)

(115) | ニ・ニ・ニートリフルオロエチル | 「(一S) | — | シアノー

ニ—メチルプロピル」カルバマート及びこれを含有する製剤

(116) | (略)

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十三 (略)

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。
(新設)

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール五%以下を含有するものを除く。

二十六～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ～ (113) (略)

(114) ニートリデセンニトリルと三—トリデセンニトリルとの混合物
(ニートリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三—トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに
限る。) 及びこれを含有する製剤

(新設)

(115) | ニ・ニ・ニ—トリメチル—三—シクロペンテンアセトニトリル
一〇%以下を含有する製剤

(117) |
 } (177) |
(略)

三十三ゝ八十 (略)

八十の二 ビス(ニ―エチルヘキシル) || 水素 || ホスファート及びこ
れを含有する製剤。ただし、ビス(ニ―エチルヘキシル) || 水素 ||
ホスファート二%以下を含有するものを除く。

八十の三 (略)

八十の四ゝ八十の六 (略)
八十一ゝ八十五の四 (略)

八十五の五 ブチル(トリクロロ) スタンナン及びこれを含有する製
剤

八十五の六 (略)

八十五の七 ニ―セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する
製剤

八十五の八 (略)

(116) |
 } (176) |
(略)

三十三ゝ七十九 (略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

(新設)

八十の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート(別名カズサホス) 一〇%以下を含有する製剤。
ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の三ゝ八十の五 (略)
八十一ゝ八十五の三 (略)

八十五の四 t―ブチル || (E)―四―(一・三―ジメチル―五―フ
エノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾア
ート及びこれを含有する製剤。ただし、t―ブチル || (E)―四―
(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンア
ミノオキシメチル) ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。
(新設)

八十五の五 N―ブチルピロリジン
(新設)

八十五の六 ニ―t―ブチル―五―(四―t―ブチルベンジルチオ)
―四―クロロピリダジン―三(二H)―オン及びこれを含有する製

		八十五の九ゝ八十五の十一 (略) 八十六ゝ九十八 (略) 九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤 九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤 九十八の四 (略) 九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。 九十八の六 (略) 九十八の七ゝ九十八の十二 (略) 九十九ゝ百の十五 (略) 百の十六 ニーメルカプトエタノール一〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニーメルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。 百の十七 (略) 百の十八 (略) 百一ゝ百九 (略) 2 (略)
	剤	八十五の七ゝ八十五の九 (略) 八十六ゝ九十七 (略) 九十八 無水クロム酸を含有する製剤 (新設) (新設) 九十八の二 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五%以下を含有するものを除く。 九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤 九十八の四 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤 九十八の五ゝ九十八の十 (略) 九十九ゝ百の十四 (略) 百の十五 ニーメトキシ―一・三・二―ベンゾジオキサホスホリン―二―スルフィド及びこれを含有する製剤 (新設) 百の十六 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。 百の十七 (略) 百一ゝ百九 (略) 2 (略)